

## 中小企業総合展 in Gift Show 2019 出展申込について (1/3)

### 1. 募集対象

#### ■出展募集対象

**ギフト関連商品(食品・飲料分野を除く)を企画開発・製造されている中小企業者<sup>(注1)</sup> (100社)**

(注1) 中小企業とは(中小企業基本法より)

- 製造業、その他…資本金3億円以下または従業員300人以下
  - 卸売業…資本金1億円以下または従業員100人以下
  - 小売業…資本金5,000万円以下または従業員50人以下
  - サービス業…資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ※日本に法人登録している外資企業で、上の範囲に該当する企業は中小企業とみなします。

※上の範囲に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する企業(みなし大企業)は対象に含みません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

※屋号を持っている個人は、中小企業とみなします。

※事業協同組合、企業組合、協業組合も対象に含みます。

※第三者の商品を仕入れて販売する、卸売業・小売業は対象外となります。

### 2. 出展者の区分

#### I. 一般枠(70社)

- ①上記1. 募集対象を満たす企業であって、以下の②から⑥に該当しない中小企業(以下、「一般」)
- ②東日本大震災で直接被害※を受けた中小企業  
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県に所在する企業であって、直接被害を受けた中小企業
- ③熊本地震で直接被害※を受けた中小企業  
熊本県に所在する企業であって、直接被害を受けた中小企業者

#### II. 特別枠(30社)

平成30年度に発生した以下の自然災害で被害を受けた企業に対して復興を応援するための募集枠となります。

- ④平成30年7月豪雨で直接被害※を受けた中小企業  
平成30年7月豪雨に伴う災害救助法の適用地域(8月31日現在:岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県の11府県110市町村)に所在する企業であって、直接被害を受けた中小企業者  
※展示会会期終了までに災害救助法の適用地域に追加があった場合は、追加された地域に所在する、直接被害を受けた中小企業も対象となります。適用時点で出展料を納金済の場合は、出展料の返金を行います。
- ⑤平成30年台風21号で直接被害※を受けた中小企業
- ⑥北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業(本社地が北海道に所在すること)

※直接被害とは、災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受け、所在する地方公共団体より、罹災証明書を発行された場合とします。(対象は上記①-⑤)

## 中小企業総合展 in Gift Show 2019 出展申込について (2/3)

### 3. 出展者の決定方法

#### 3-1. 出展に際して審査がある場合

##### ■対象

上記2. I. 一般枠①(一般)・②(東日本大震災)・③(熊本地震)に該当する企業

##### ■出展者の決定方法

出展者は、応募者から提出された出展申込書等をもとに、外部専門家等から構成される審査委員が、厳正かつ公正な審査を行い、評価点の高い順に総合的に決定いたします。

##### ■主な審査項目

展示する製品・商品の「特徴、新規性、独創性、競争優位性」、「市場性、価格競争力、収益性」、「出展意欲、訴求力」など

- 審査の結果は、11月上旬を目途に書面にてご通知いたします。
- 審査結果に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- 出展申込書の必要事項には漏れなくご記入ください。

#### 3-2. 出展が先着順で決定となる場合

##### ■対象

上記2. II. 特別枠④(平成30年7月豪雨)・⑤(平成30年台風21号)・⑥(北海道胆振東部地震)に該当する企業

##### ■出展者の決定方法

申込の先着順とし、30社に達した時点で締め切りとなります。

申込とは、申込書および必要書類の提出をもって申込が完了したことになります。

出展決定の連絡は、事務局が申込書を受け、申込内容・必要書類の確認が終了した時点でご連絡します。

### 4. 小間仕様と出展料

#### ■小間仕様

間口2.0m×奥行1.5m×高さ2.7m (3.0㎡) ※実際の寸法とは異なる場合があります。

##### ●小間の標準装備は以下のとおりです。

壁面パネル、床面パンチカーペット、展示台1台、スポットライト2灯、電源コンセント(100V×2口・計500W)、社名板1枚  
(※)パンチカーペットについては、原則として事務局が指定する色となります。

#### ■出展料

##### I. 一般枠のうち①(一般)に該当する企業

1小間あたり 4日間 46,800円(税込)

##### II. 一般枠のうち②(東日本大震災)・③(熊本地震)に該当する企業

出展料は半額となります。

1小間あたり 4日間 23,400円(税込)

##### III. 特別枠④(平成30年7月豪雨)・⑤(平成30年台風21号)・⑥(北海道胆振東部地震)に該当する企業

出展料は無料となります。

1小間あたり 4日間 無料

## 中小企業総合展 in Gift Show 2019 出展申込について (3/3)

### 5. 申込方法

別紙の「出展規約」に同意の上、出展申込書の必要事項に漏れなくご記入いただき、**申込フォーム**からアップロードしてください。  
※申込フォームにアップロードできない場合は、事務局までご連絡ください。

### 6. 提出書類

#### ■提出書類

(1)出展申込書・・・1部

(2)添付資料・・・各1部

[2-1]会社案内

[2-2]展示製品・商品の説明カタログ

[2-3]出展者ガイドブック及びWebに掲載する画像(展示製品・商品の写真(商品単体、使用シーン)、パッケージ写真)

○写真は出展者ガイドブック及び展示会のwebサイトにて掲載いたします。

○写真(デジタルデータ)はJPEGの画像データでご提出ください。

(3)その他添付資料・・・被災した事実を確認できる資料(罹災証明書)※「2.出展者の区分②・③・④・⑤」に該当する場合のみ  
※⑥北海道胆振東部地震に係る罹災証明書の提出は不要です。

#### ■注意事項

※アップロードする写真は、1点あたり10MB以内としてください。

※カタログ等の資料も審査対象となりますので、必ず提出するようにしてください。

※商品現物およびサンプル品は提出しないでください。

※ご応募いただいた申込書・添付資料・写真等は、審査の可否に関わらず返却いたしません。

※ご記入いただいた出展者情報は適切に管理します。

(展示会の運営、中小機構が行う諸事業のご案内のために利用する場合があります。)

### 7. 問い合わせ先

#### 中小企業総合展 in Gift Show 2019事務局

電話番号：03-6441-4821 (平日9:30~18:00)

電子メールアドレス：giftshow2019@hakuodo.co.jp (電子メールからの申し込みはできません)

### 8. 申込締切

I. 一般枠(①一般・②東日本大震災・③熊本地震)

**2018年10月1日(月)**

※17:00までにお申込ください

II. 特別枠(④平成30年7月豪雨・⑤平成30年台風21号・⑥北海道胆振東部地震)

**2018年12月3日(月)**

※17:00までにお申込ください

※先着順です。定数30社に達した時点で、12月3日の締切日を待たずに申込を締め切ります。

### 9. 注意事項

#### ■注意事項について

詳細は出展規約をご覧ください。

出展申込の時点をもって、出展募集要項、出展申込について、出展申込書に記載された全ての事項及び出展規約に同意したものといたします。

- 主催者(中小機構、以下同)は、天災その他不可抗力により展示会を中止することができます。
- 主催者はやむを得ない事情により、会期、開場時間等を変更することができます。
- 本展示会は企業間取引を前提とした商談を目的としているため、出展者が小間内を含む会場内で展示物その他物品(サンプル品を含む)を販売又は有料で提供することはできません。
- 主催者が会場管理に支障を生じると認めるときは、展示等を制限、または禁止することができます。
- 主催者及び事務局は、展示物の紛失、盗難、破損、運送事故、参加者の取り扱い不注意など、不可抗力による損害について、いかなる損害賠償も負いません。
- 主催者及び事務局は、本総合展における商談等に関するトラブルについて、一切の責任を負いません。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。
- 出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認められません。